



平成20年6月26日

各 位

イーバンク銀行株式会社
東京都千代田区内幸町1-1-7
代表取締役社長 松尾泰一
問い合わせ先：取締役CS本部担当役員 佐伯和彦
(電話番号 03-3509-6787)

定款の変更に関するお知らせ

当行は、平成20年5月26日開催の取締役会において、平成20年6月26日開催の定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議し、本日開催した定時株主総会にて、原案どおり承認可決されましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

金融商品取引法施行に伴う表現の変更を行い、また、単元株制度の導入による株主管理コストの合理化を実現し、かつ、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、以下の項目に関して定款の一部を変更するものです。

(1) 金融商品取引法施行に伴う定款記載内容の整備

金融商品取引法施行に伴う表現の変更を行うため、現行定款第2条(目的)について所要の変更を行うものです。

(2) 単元株制度導入に伴う規定の新設等

当行は、第9期の決算を踏まえ、早期に収益構造を改革するため、全社を挙げて営業経費の削減に取り組んでおりますが、その一環として、株主名簿管理人へ支払う費用等を削減する等、株主管理コストの合理化を図るため、単元株制度を導入したいと考えており、これに伴い、定款第5条の2(単元株式数)および定款第6条の2(単元未満株式についての権利)の規定を新設するとともに、現行定款第8条(株主名簿管理人)および現行定款第9条(株式取扱規程)について所要の変更を行うものです。あわせて、単元未満株式にかかる株券の発行を行わないこととすることにより営業経費の削減の効果を一層高めるため、現行定款第6条(株券の発行)について所要の変更を行うものです。また、単元株制度導入の効力発生日を当行第10期定時株主総会の開催日までの間で別に取締役会決議によって定める日とする旨、附則をもって定めるものです。

(3) 種類株式

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することが可能となるように、第2章の2として甲種優先株式に関する章を新設し、同章に定款第10条の2(甲種優先配当)乃至定款第10条の10(種類株主総会)の規定を新設するとともに、現行定款第5条(発行可能株式総数)について所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (記載省略) 2. (記載省略) 3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る<u>証券取引法</u>により銀行が営むことのできる業務 4. (記載省略) 5. (記載省略) 6. (記載省略) 	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る<u>金融商品取引法</u>により銀行が営むことのできる業務 4. (現行どおり) 5. (現行どおり) 6. (現行どおり)
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、220万株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>220万株とし、当社の普通株式の発行可能種類株式総数は180万株、甲種優先株式の発行可能種類株式総数は40万株とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(単元株式数)</p> <p><u>第5条の2 当社の普通株式及び甲種優先株式の単元株式数は、それぞれ200株とする。</u></p>
<p>(株券の発行)</p> <p>第6条 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第6条 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>②前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第6条の2 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (記載省略)</p> <p>② (記載省略)</p> <p>③当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿、及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿、及び新株予約権原簿への記載又は記録、<u>単元未満株式の買取り、</u>その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、<u>単元未満株式の買取り、</u>そ</p>

<p>に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>の他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第2章の2 甲種優先株式</u></p> <p>(甲種優先配当)</p> <p><u>第10条の2 当社は、第51条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲種優先株式を有する株主（以下「甲種優先株主」という。）又は甲種優先株式の登録株式質権者（以下「甲種優先登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、甲種優先株式1株につき年7,500円（但し、甲種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合その他これに類する事由が生じた場合には適切に調整される。）を上限として、甲種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「甲種優先配当」という。）をする。但し、当該事業年度において第10条の3に定める甲種優先中間配当の全部又は一部を行ったときは、その額を控除した額の剰余金の配当をする。</u></p> <p><u>②ある事業年度において甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者に対してした剰余金の配当の額が甲種優先配当の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p><u>③甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者に対しては、甲種優先配当を超えて剰余金の配当を行わない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(甲種優先中間配当)</p> <p><u>第10条の3 当社は、第52条に定める中間配当を行うときは、甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、甲種優先株式1株につき甲種優先配当の額の2分の1に相当する額を上限として、甲種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当（以下「甲種優先中間配当」という。）をする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(残余財産の分配)</p> <p><u>第10条の4 当社は、残余財産を分配するときは、甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、甲種優先株式1株につき甲種優先株式1株当たりの払込金相当額（以下「甲種優先残余財産分配額」という。）を支払う。</u></p> <p><u>②甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者に対し甲種優先残余財産分配額の全額が支払わ</u></p>

	<p>れた後に、なお残余財産がある場合には、甲種優先株主又は甲種優先登録株式質権者は、甲種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</p>
(新設)	<p>(甲種優先株式の議決権) 第 10 条の 5 甲種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>
(新設)	<p>(甲種優先株式の譲渡制限) 第 10 条の 6 譲渡による甲種優先株式の取得については、取締役会の承認を受けなければならない。</p>
(新設)	<p>(取得請求権 (転換請求権)) 第 10 条の 7 甲種優先株主は、甲種優先株式の発行後、取締役会が別に定める日以降、当会社に対して、甲種優先株式を取得することを請求できるものとし、当会社は甲種優先株式1株を取得するのと引換えに、普通株式1株を、取得の請求をした甲種優先株主に対して交付する。但し、取得の請求に基づく普通株式の交付を受けることにより銀行法 (昭和56年法律第59号。以下「銀行法」という。)に定める主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる者は、銀行法に定める認可を受けずに当該取得の請求をすることはできない。</p>
(新設)	<p>(取得条項 (強制転換)) 第 10 条の 8 当会社は、当会社の発行する普通株式につき、証券取引所 (本邦以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。) への上場を申請した日又は店頭売買有価証券登録原簿 (本邦以外の地域におけるもので同じ性質を有するものを含む。) への登録を申請した日に、甲種優先株式すべてを取得するものとし、当会社は甲種優先株式1株を取得するのと引換えに、普通株式1株を各甲種優先株主に対して交付する。</p>
(新設)	<p>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等) 第 10 条の 9 当会社は、株式の分割又は併合をするときは、普通株式及び甲種優先株式の種類ごとに同時に同一の割合でこれをするものとする。 ②当会社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、甲種優先株主には甲種優先株式又は甲種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。 ③当会社は、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てをするときは、各々の場合に応じて、普</p>

	<p>通株主には普通株式の株式無償割当て又は普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、甲種優先株主には甲種優先株式の株式無償割当て又は甲種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。</p>
(新設)	<p>(種類株主総会)</p> <p>第 10 条の 10 当社は、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合であっても、法令に別段の定めがある場合を除き、甲種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p> <p>②第 12 条、第 15 条及び第 16 条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。第 10 条の規定は、毎事業年度の翌日から 3 ヶ月以内に招集される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>③第 14 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>④第 14 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>
(新設)	<p>附則</p> <p>第 1 条 変更後定款第 5 条の 2、変更後定款第 6 条第 2 項、変更後定款第 6 条の 2、変更後定款第 8 条及び変更後定款第 9 条の各規定は、当会社第 10 期定時株主総会の開催日までの間で別に取締役会決議によって定める日にその効力を生じるものとする。</p>
(新設)	<p>第 2 条 本附則は、本附則第 1 条に定める効力が発生した時をもってこれを削除する。</p>

以 上